

人権チェックリスト



平成26年

8月号

あなたは「職場のパワーハラスメント」に気付いたことがありますか？

近年、職場のパワーハラスメント（パワハラ）は、社会問題として顕在化しています。パワハラは、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

パワハラになりうる事例としては、次のようなものがあります。

- | | |
|-----------------|--|
| 【 身体的な攻撃 】 | 物を投げつける、殴る・蹴るなどの行為 |
| 【 精神的な攻撃 】 | 侮辱・ひどい暴言 |
| 【 人間関係からの切り離し 】 | 隔離・仲間外し・無視 |
| 【 過大な要求 】 | 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害 |
| 【 過小な要求 】 | 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと |
| 【 個の侵害 】 | 私的なことに過度に立ち入ること |

チェック

パワハラを受けていると感じられる場合は、自分を責めたり我慢したりせず、一人で抱え込まずに相談しましょう。また、あなたの周りにパワハラを受けている人がいると思ったら、孤立させずに声をかけましょう。

相談窓口

- 和歌山労働局 総合労働相談コーナー ☎073(488)1020
その他各労働基準監督署内総合労働相談コーナー
- 和歌山県労働情報センター 労働相談 ☎073(436)0735
- 和歌山県労働委員会 労働相談 ☎073(441)3781

- 厚生労働省「あかるい職場応援団」

<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/index.html>

- 厚生労働省「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト『こころの耳』」

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

内容についてのお問い合わせは

和歌山県人権施策推進課まで ☎073(441)2566

